

第2章

我が国の水産業をめぐる動き



(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

〈漁業・養殖業の生産量及び生産額は減少〉

我が国の漁業・養殖業生産量は、緩やかな減少傾向が続いており、その要因として、海洋環境の変化や水産資源の減少等が指摘されています。令和6（2024）年は、前年から約19万t（約5％）減少し、約364万tとなりました（図表2-1）。

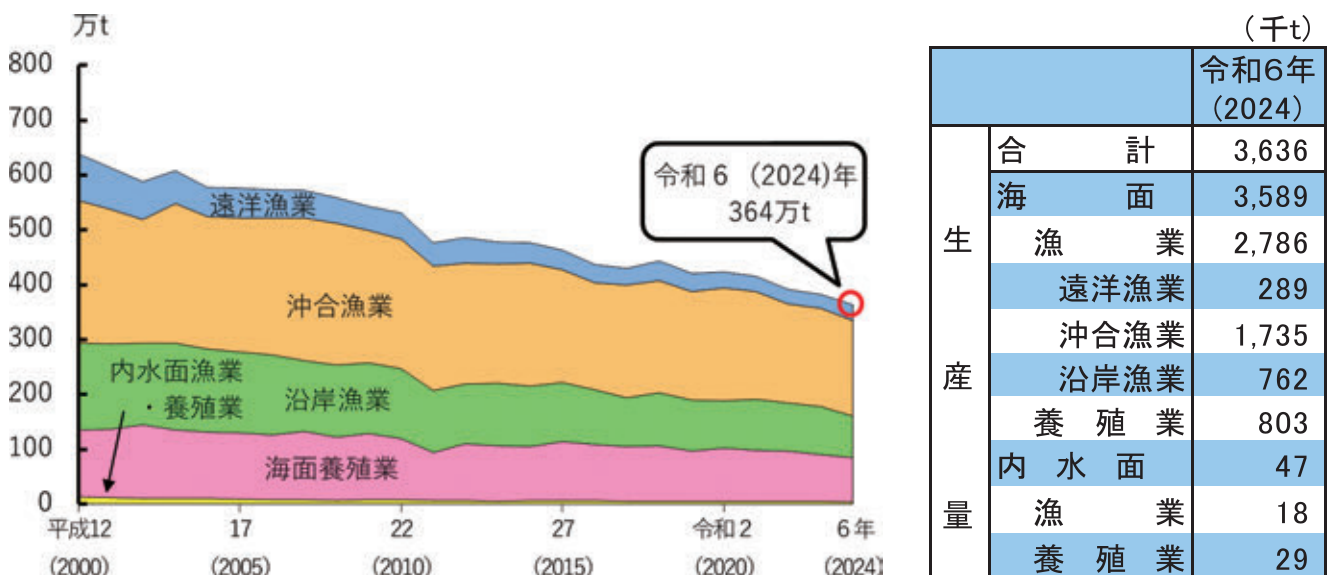
このうち、海面漁業の漁獲量は、前年から約14万t（約5％）減少し、約279万tでした。魚種別では、カツオ等が増加し、マイワシ、ウルメイワシ等が減少しました。他方、海面養殖業の収穫量は約80万tで、前年から約5万t（約6％）減少しました。これは、ホタテガイ、ワカメ類等が減少したことによります。また、内水面漁業・養殖業の生産量は、約5万tで、前年から約5千t（約9％）減少しました。

令和6（2024）年の我が国の漁業・養殖業の生産額は、前年から約541億円（約3％）減少し、約1兆6,297億円となりました（図表2-2）。このうち、海面漁業の生産額は約8,915億円で、前年から約604億円（約6％）減少しました。この要因としては、イワシ類（シラス等）において、漁獲量が減少し、価格も前年の高値から低下したこと、マグロ類の漁獲量が減少したこと等が影響したと考えられます。

海面養殖業の生産額は約6,077億円で、前年から約121億円（約2％）増加しました。この要因としては、ノリ類において、令和4（2022）年の秋から続く国内の不作に伴う価格の上昇や、クロマグロの収穫量が増加したこと等によるものと考えられます。

内水面漁業・養殖業の生産額は約1,305億円で、前年から約58億円（約4％）の減少となりました。

図表2-1 漁業・養殖業の生産量の推移

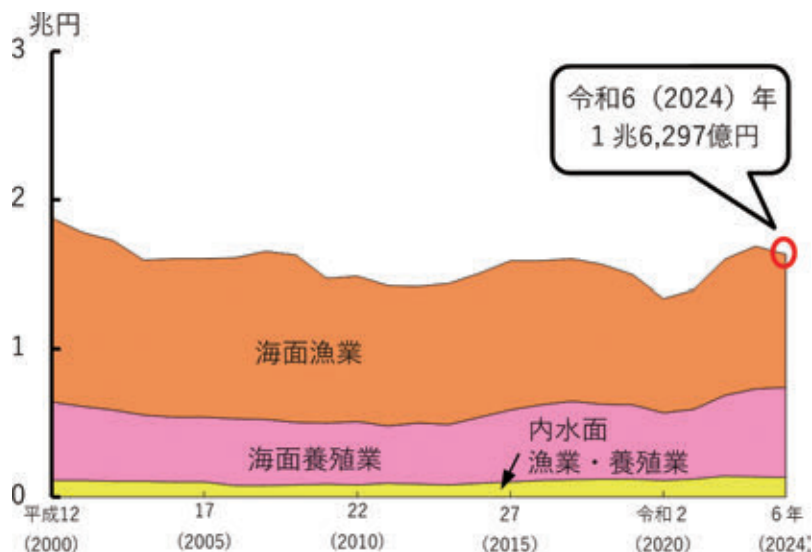


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」について、平成18（2006）年までは、動力漁船のトン数等を基準に区分しており、平成19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値となっている。平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。



図表2-2 漁業・養殖業の生産額の推移



		(億円)
		令和6年 (2024)
生 産 額	合計	16,297
	海面	14,992
	漁業	8,915
	養殖業	6,077
	内水面	1,305
	漁業 養殖業	1,163

資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

〈漁業・養殖業の生産額の約44%を養殖が占める〉

令和6（2024）年の我が国の養殖業による収穫量は約83万tであり、内訳は特集においても述べたとおりですが、養殖業による生産額は、漁業・養殖業の生産額のうち約44%を占める約7,240億円となっています。このうち、海面魚類が約3,284億円、海面貝類が約1,174億円、海面藻類が約1,518億円となっています。内水面は、ウナギ、マス類、アユ、錦鯉を中心に約1,163億円となっています。

(2) 漁業の経営の動向

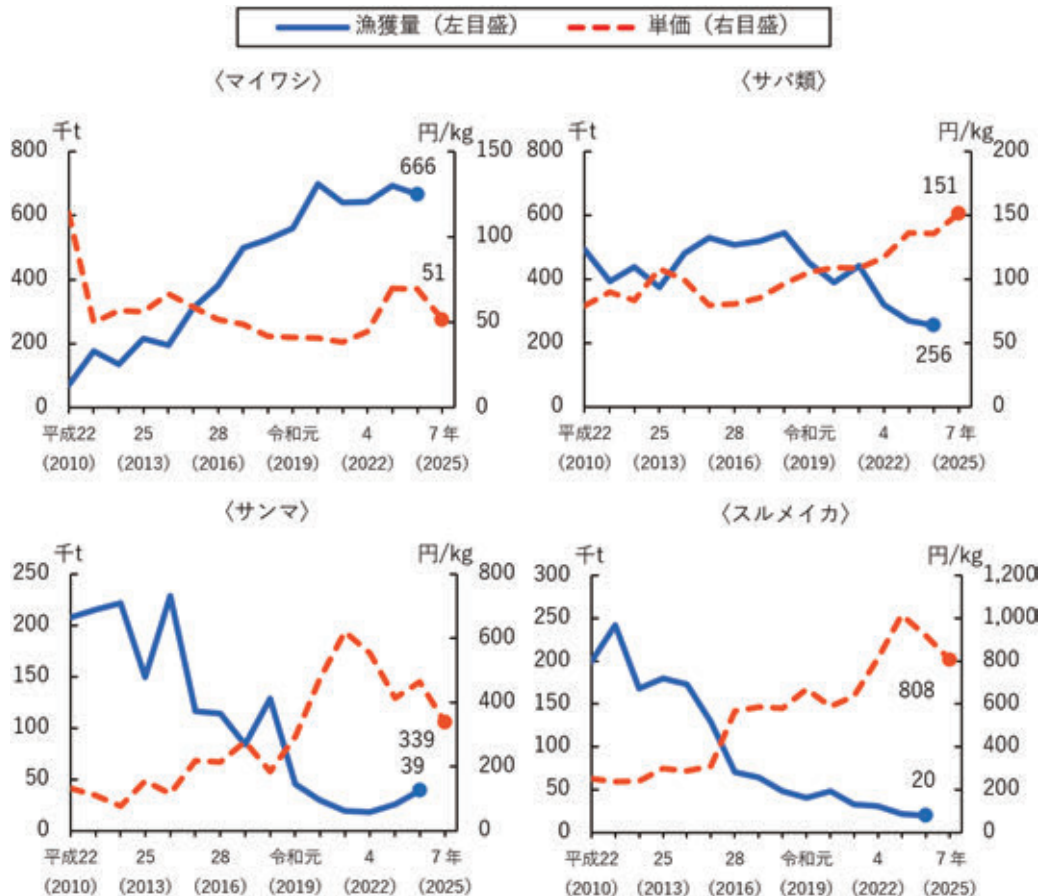
ア 水産物の産地価格の推移や漁船漁業の動向

〈太平洋側での不漁が続くサバ等は高値〉

水産物の価格は、資源の変動や気象状況等による各魚種の生産状況、国内外の需要の動向等、様々な要因の影響を複合的に受けて変動します。

特に、マイワシ、サバ類、サンマ等の多獲性魚種の価格は、漁獲量の変化に伴って大きく変化し、近年は、太平洋側での不漁が続いているサバ等は高値で推移しています（図表2-3）。

図表2-3 主な魚種の漁獲量と主要産地における価格の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（漁獲量）及び水産庁「水産物流通調査」（平成22（2010）～令和7（2025）年）（単価）に基づき水産庁で作成

注：単価は、平成22（2010）及び28（2016）年は208漁港、平成23（2011）、26（2014）及び29（2017）年は210漁港、平成24（2012）～25（2013）年は211漁港、平成27（2015）及び30（2018）～令和2（2020）年は209漁港、令和3（2021）～6（2024）年は147漁港、令和7（2025）年は48漁港の平均価格。

〈10トン未満の漁船では船齢20年以上の船が全体の約85%〉

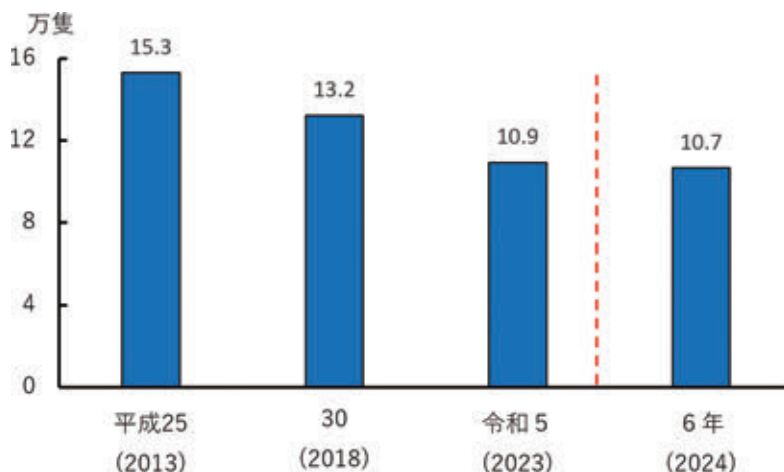
我が国の漁業で使用される漁船について、漁船隻数は減少傾向にあり、令和6（2024）年は前年から約0.3万隻減少し、約10.7万隻となっています（図表2-4）。

また、我が国の漁業で使用される漁船については、引き続き高船齢化が進んでいます。令和8（2026）年に大臣許可漁業の許可を受けている漁船では、船齢20年以上の船が全体の約56%、30年以上の船が全体の約30%を占めています（図表2-5）。また、令和6（2024）年度に漁船保険に加入していた10トン未満の漁船では、船齢20年以上の船が全体の約85%を、30年以上の船が全体の約65%を占めています（図表2-6）。

漁船は漁業の基幹的な生産設備ですが、高船齢化が進んで設備の能力が低下すると安全性の確保に問題が生じる可能性が高くなる上に、操業の効率を低下させ、漁業の収益性を悪化させるおそれがあります。そのため、水産庁では、収益性向上に必要な漁船等のリース方式での導入に対して、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）により支援を行うとともに、高性能漁船の導入等により収益性の高い操業体制への転換を目指すモデル的な取組等に対して、漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業事業）により支援を行っています。

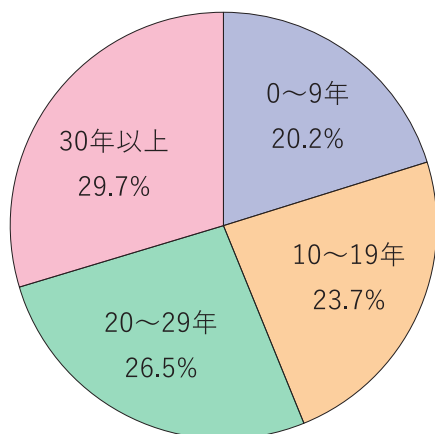


図表2-4 漁船の隻数の推移



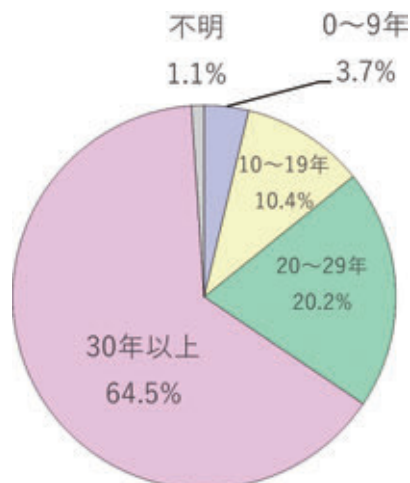
資料：農林水産省「漁業センサス」（平成25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）及び「漁業構造動態調査」（令和6（2024）年）
 注：漁船とは、調査日（各年11月1日）時点で保有しており、過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

図表2-5 大臣許可漁業許可船の船齢の割合



資料：水産庁調べ（令和8（2026）年）
 注：1）大中型まき網漁業については、魚探船、灯船及び運搬船を含む。
 2）1月1日時点。

図表2-6 10トン未満の漁船の船齢の割合



資料：日本漁船保険組合調べに基づき水産庁で作成（令和6（2024）年度）

〈燃油価格は高値水準で、かつ、不安定な動き〉

燃油費は、漁労支出の中で相当程度の比重を占める経費であり、燃油の価格動向は、漁業経営に大きな影響を与えます。漁業者が主に使用しているA重油価格は、近年、国内の物価高や為替相場の変動等様々な要因により高値水準で推移する動きを見せています（図表2-7）。さらに、令和8（2026）年2月末からの中東情勢による影響等により、不安定な動きを見せています。

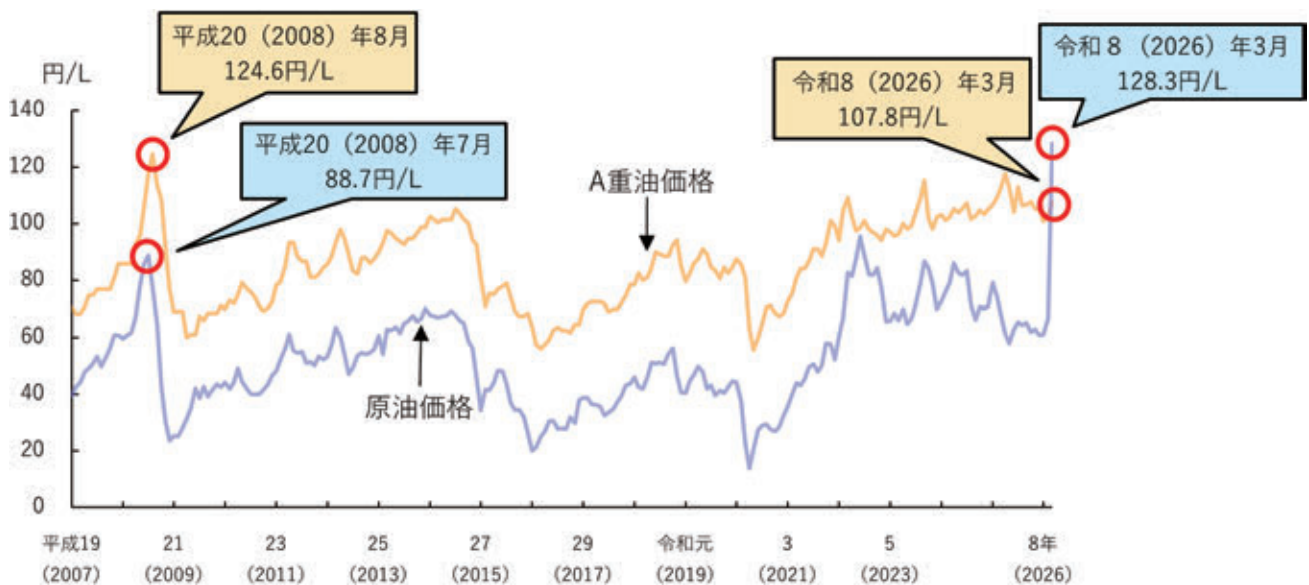
政府は、イラン情勢を受け、関係行政機関の緊密な連携の下、中東情勢に関する情報の収集・共有・提供を適切に行うとともに、中東地域の航行の安全、エネルギーの安定供給等の確保を図るため、中東情勢に関する関係閣僚会議を開催しました。農林水産省では、燃料油や石油製品等の供給について、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて相談窓口を設置

し、事業者の皆様からの情報を受け付けています。

また、燃油価格の高騰に対し、水産庁は、燃油価格が変動しやすいこと及び漁業経営に与える影響が大きいことを踏まえ、漁業者と国があらかじめ積立てを行い、燃油価格が一定の基準以上に上昇した際に積立金から補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業及び漁業者への省エネルギー機器の導入支援により、燃油価格高騰の際の漁業経営への影響の緩和を図っています。

令和7（2025）年12月には、基金への国費の積み増しを行うため、令和7（2025）年度補正予算において、漁業経営セーフティーネット構築事業に232億円を措置しました。

図表2-7 燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

イ 所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」

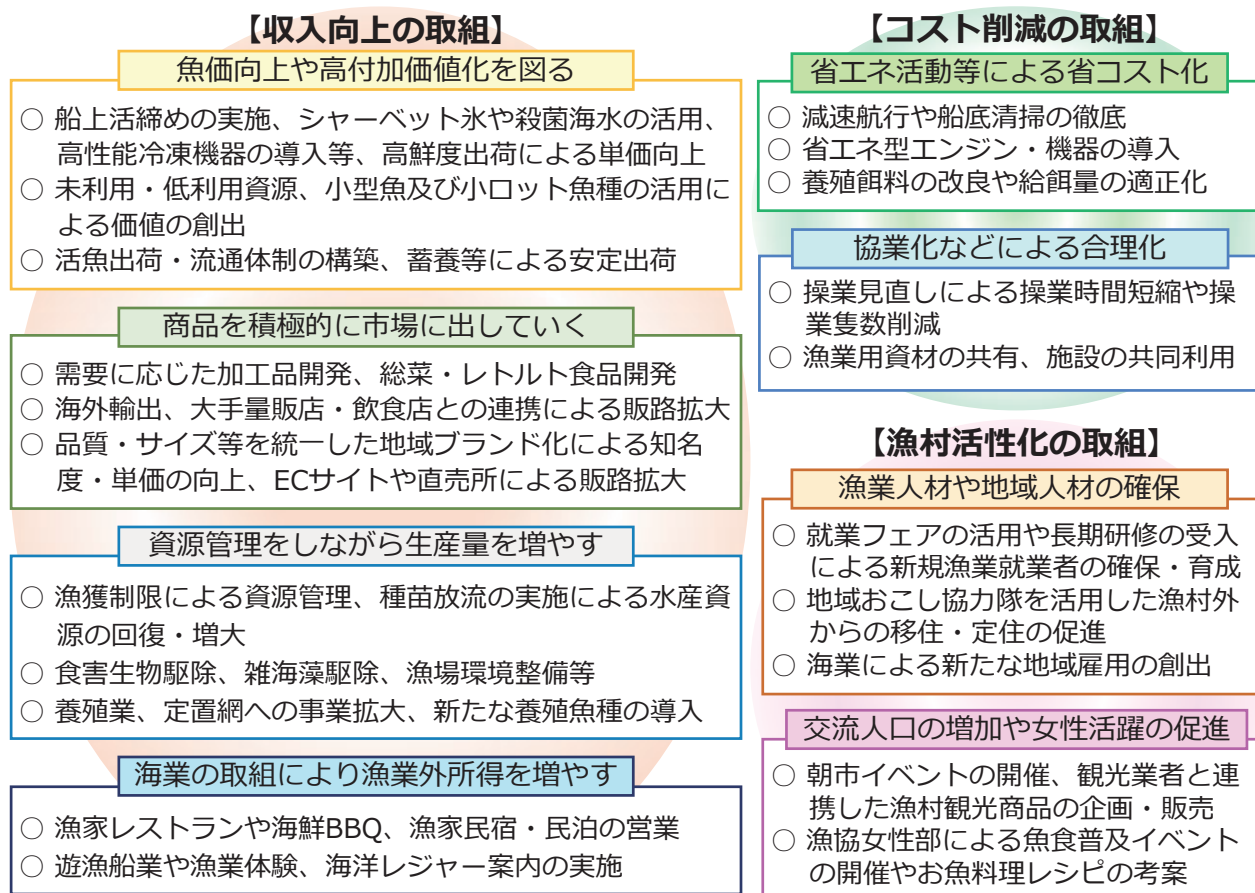
〈全国で566地区が浜の活力再生プランの取組を実施〉

多様な漁法により多様な魚介類を対象とした漁業が営まれている我が国では、漁業の振興のための課題は地域や経営体によって様々です。このため、各地域や経営体が抱える課題に適切に対応していくためには、トップダウンによる画一的な方策によるのではなく、地域の漁業者自らが地域ごとの実情に即した具体的な解決策を考えて合意形成を図っていくことが必要です。このため、水産庁では、平成25（2013）年度より、漁村地域の活性化を図る方策として、各漁村地域の漁業者の所得を5年間で10%以上向上させることを目標に、地域の漁業や漁村の課題を漁業者自らが地方公共団体等とともに考え、地域ごとに解決策を取りまとめて実施する「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」といいます。）を推進しています。水産庁の承認を受けた浜プランに盛り込まれた浜の取組は、関連施策の実施の際に優先的に採択される等、目標の達成に向けた支援が集中して行われる仕組みとなっています。

令和7（2025）年度末時点で、全国で566地区の浜プランが、水産庁の承認を受け各取組を実施しており、その内容は、地域ブランドの確立や消費者ニーズに沿った加工品の開発等により付加価値の向上を図るもの、輸出体制の強化を図るもの、観光連携を強化するもの等、各地域の強みや課題により多様なものとなっています（図表2-8）。



図表2-8 浜の活力再生プランの取組内容の例



これまでの浜プランの取組状況を見てみると、令和6（2024）年度に浜プランを実施した地区のうち、約52%の地区は所得目標を上回りました。所得の増減の背景は地区ごとに様々ですが、効果があった取組として、活締め等による魚価向上に向けた取組や、種苗放流等の販売量増大に向けた取組等が挙げられます。一方で、効果が認められなかった取組については、その要因として海水温の上昇等の海洋環境の変化による生産量の減少や、燃油価格や資材価格の高騰等が挙げられます。

また、平成27（2015）年度からは、より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」（以下「広域浜プラン」といいます。）も推進しています。広域浜プランには、浜プランに取り組む地域を含む複数の地域が連携し、それぞれの地域が有する産地市場、加工・冷凍施設等の集約・再整備や施設の再編に伴って空いた漁港内の水面を増養殖や蓄養向けに転換する浜の機能再編の取組、広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置付けられた者が、競争力強化を実践するために必要な漁船をリース方式により円滑に導入する取組等が盛り込まれ、これらの取組に対し支援を行っています。令和7（2025）年度末までに、全国で147件の広域浜プランが策定・実施されています。

今後とも、これら浜プラン・広域浜プランの枠組みに基づき、各地域の漁業者が自律的・主体的にそれぞれの課題に取り組むことにより、漁業者の所得の向上や漁村の活性化につながることを期待されます。



浜の活力を取り戻そう(水産庁)：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html>

【事例】 浜の活力再生プラン優良事例

赤須賀地域水産業再生委員会（三重県桑名市）

赤須賀地区では、赤須賀漁協及び桑名市で構成される地域水産業再生委員会が、平成29（2017）年度から浜プランを策定し、漁業者の所得向上を目指した取組を実施しています。

主に、小型機船底びき網漁業が営まれている当該地区では、漁場である木曾三川河口域の環境変化により、ハマグリ・ヤマトシジミの漁獲量が低迷したことから、関係者一丸で種苗放流や漁場環境の調査等、多角的な資源管理を実施し、水揚量の増加が図られました。

赤須賀漁協における水揚量増加のほか、他産地との競合、漁獲時期が要因の単価下落にも対応するため、ハマグリについては、「桑名のはまぐり」として三重ブランドの認定を受け、地元特産品としての認知度向上、市内の食堂「はまかぜ」で地元産ハマグリを使ったハマグリ丼等の独自メニューの提供による需要拡大の取組を行っています。ヤマトシジミについては、夏季の値崩れを防ぐため、漁協の買い支えと冷凍加工による出荷調整に取り組み、平均単価の底上げを行っています。

また、地元特産品を活かしたイベントとして、赤須賀漁業まつり等を実施し、地域の漁業を地元住民や観光客向けにPRすることで、地域の活性化と漁業への理解推進を行っています。

特に、地域の主要な漁獲物であるヤマトシジミにおいては、令和3（2021）年度にこれまでの漁獲量から大幅な減少となる大不漁となりましたが、漁獲サイズ制限を引き上げ、資源保護の強化を行いました。このことによって、これまで需要があった小サイズの出荷を止めることとなりましたが、組合長を中心に仲買人等関係者の合意を得る等、実効性のある資源管理に取り組むことで漁獲量は順調に回復傾向にあります。

今後の展望としては、ブランド化等で知名度があるハマグリと比較し、ヤマトシジミは認知度が低いことから、消費者の顔が見えるイベント等での直接販売の機会等を通して、消費者へ資源管理の取組を周知し、安心して購入できる仕組みづくりと知名度向上に取り組む計画としています。

なお、本取組は、「令和7年度浜の活力再生プラン優良事例表彰」において、農林水産大臣賞を受賞しています。



独自メニューのハマグリ丼

冷凍シジミ



漁場環境調査（上）と
ハマグリの子苗放流（下）

赤須賀漁業まつり

干潟観察会

（提供：赤須賀地域水産業再生委員会）



(3) 漁業の就業者をめぐる動向

ア 漁業就業者の動向

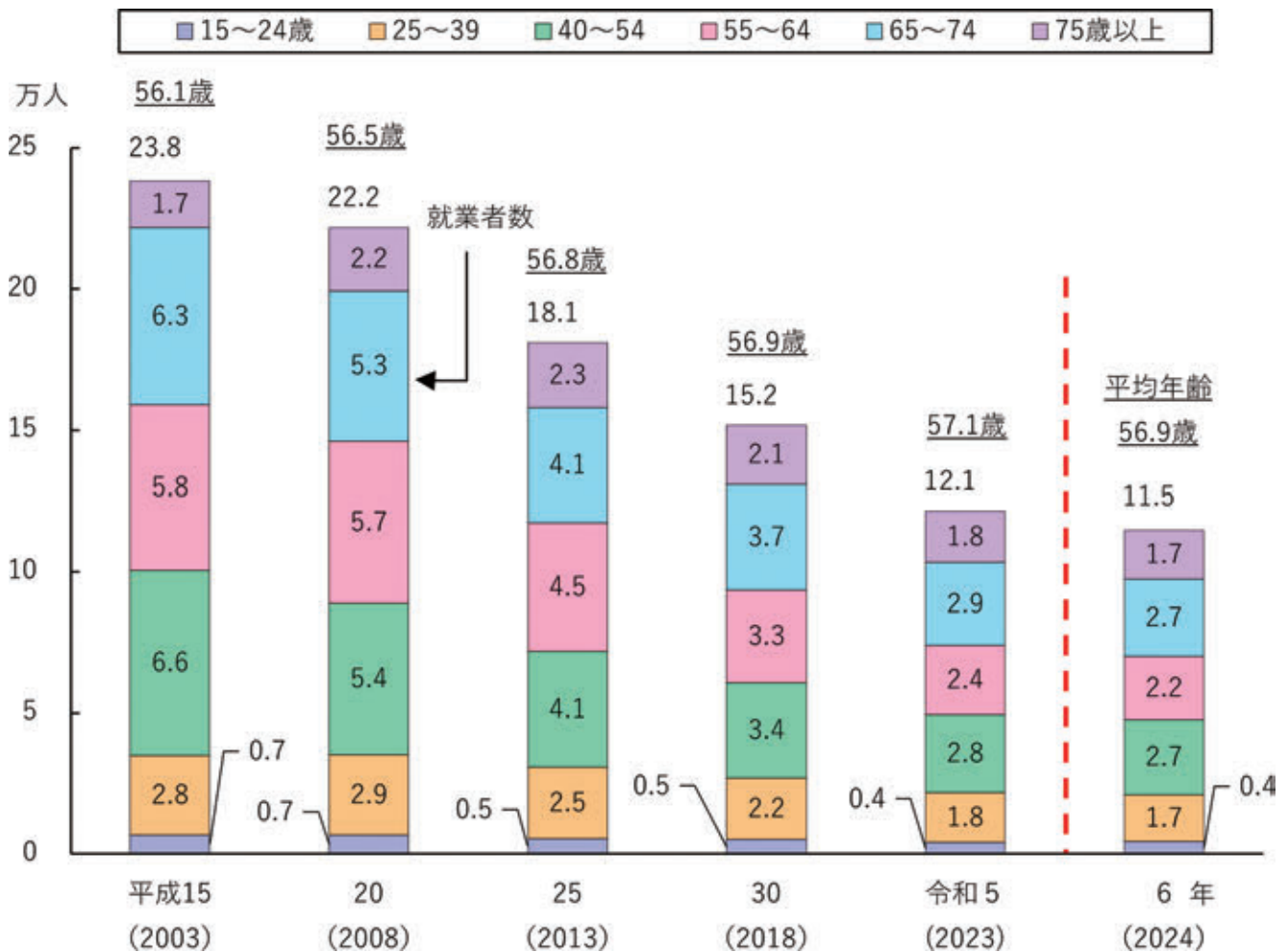
〈漁業就業者数は11万4,820人〉

我が国の漁業就業者数は一貫して減少傾向にあり、令和6（2024）年の我が国の漁業就業者数は、前年から5.4%減少し、11万4,820人となっています（図表2-9）。

漁業就業者数の総数が減少する中で、近年の新規漁業就業者数はおおむね1,700人程度で推移しています。令和6（2024）年度は1,754人となり、前年度の1,733人から1.2%増加しました（図表2-10）。新規漁業就業者数のうち、39歳以下の割合は約6~7割で推移し若い世代の参入が多く占める傾向が続いています。

新規漁業就業者数について就業形態別に見ると、雇用就業者数は令和6（2024）年度が1,071人であり、前年度の1,150人に比べ6.9%減少しました。他方、独立・自営を目指す新規就業者は令和6（2024）年度が591人であり、前年度の576人に比べ2.6%増加しました。

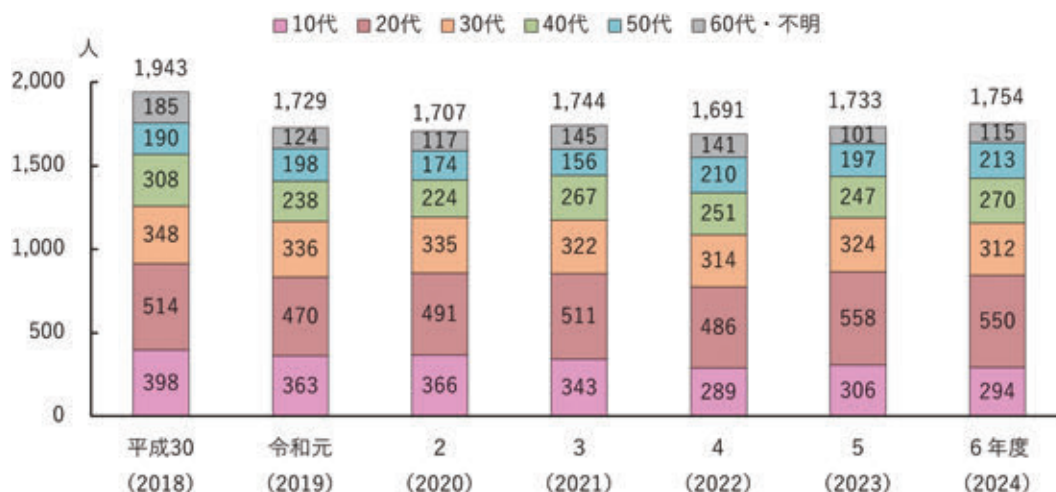
図表2-9 漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）及び「漁業構造動態調査」（令和6（2024）年）

- 注：1) 「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
- 2) 平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。
- 3) 平均年齢は、「漁業センサス」及び「漁業構造動態調査」より各階層の中位数（75歳以上の階層については80を使用。）を用いた推計値。

図表2-10 新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計



漁業就労の情報提供Webサイト
「漁師.jp」(一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター)：
<https://ryoushi.jp>

イ 漁業における海技士の確保・育成

〈漁業における海技士の不足等に対し早期の資格取得の取組を支援〉

20トン以上の船舶で漁業を営む場合は、漁船の航行の安全性を確保するため、それぞれの漁船の総トン数等に応じて、船長、機関長、通信長等として乗り組むために必要な海技資格の種別や人数が定められています。

海技資格を取得するためには国土交通大臣が行う海技士国家試験に合格する必要がありますが、航海期間が長期にわたる遠洋漁業においては、乗組員がより上級の海技資格を取得する機会を得にくいという実態があります。また、就業に対する意識や進路等が多様化する中で、水産高校等の卒業生が必ずしも漁業に就業するわけではなく、これまで地縁や血縁等による採用が主であったことと相まって、漁業における海技士の高齢化と不足が深刻化しています。

海技士の確保と育成は我が国の沖合・遠洋漁業の喫緊の課題であることから、関係団体等では、必要な人材を確保できないために操業を見合わせざるを得ないことがないよう、漁業就業相談会や水産高校等への積極的な働きかけを通じて乗組員を募るとともに、乗船時における海技資格の取得を目指した計画的研修の取組や免許取得費用の助成を行っています。

また、政府は、水産高校卒業生を対象とした4級及び5級海技士養成のための履修コースを水産大学校に設置し、海技士試験の受験に必要な乗船履歴を早期に取得できる取組を行っており、これにより、水産高校卒業生の早期の海技資格の取得を支援しています。



ウ 女性の活躍の推進

〈漁業・漁村における女性の一層の活躍を推進〉

女性の活躍の推進は、漁業・漁村の課題の一つです。海上での長時間にわたる肉体労働が大きな部分を占める漁業においては、就業者に占める女性の割合は約10%となっていますが、漁獲物の仕分けや選別、カキの殻むきといった水揚げ後の陸上作業では約34%、漁獲物の主要な需要先である水産加工業では約58%を占めており^{*1}、女性がより大きな役割を果たしています。このように、漁業・養殖業では男性による海上での活動がクローズアップされがちですが、女性の力は水産業に必要不可欠な存在となっています。

一方、女性が漁業経営や漁村において重要な意思決定に参画する機会は、未だ限定的です。例えば、令和6（2024）年の全国の漁協における正組合員に占める女性の割合は5.7%となっています。また、漁協の女性役員は、全体の0.5%にとどまっています（図表2-11）。

図表2-11 漁協の正組合員及び役員に占める女性の割合

	女性正組合員数	女性役員数
平成24年 (2012)	9,436人 (5.6%)	37人 (0.4%)
25 (2013)	8,363人 (5.4%)	44人 (0.5%)
26 (2014)	8,077人 (5.4%)	44人 (0.5%)
27 (2015)	8,071人 (5.6%)	50人 (0.5%)
28 (2016)	7,971人 (5.7%)	50人 (0.5%)
29 (2017)	7,679人 (5.7%)	51人 (0.5%)
30 (2018)	7,158人 (5.5%)	47人 (0.5%)
令和元 (2019)	7,164人 (5.7%)	38人 (0.4%)
2 (2020)	6,296人 (5.3%)	39人 (0.5%)
3 (2021)	6,071人 (5.4%)	41人 (0.5%)
4 (2022)	5,615人 (5.3%)	42人 (0.5%)
5 (2023)	5,672人 (5.5%)	35人 (0.4%)
6 (2024)	5,593人 (5.7%)	42人 (0.5%)

資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

*1 農林水産省「2023年漁業センサス」

令和8（2026）年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」においては、農山漁村における地域の意思決定過程への女性の参画の拡大を図ることや、漁村の女性グループが行う起業的な取組等を支援すること等によって女性の経済的地位の向上を図ること等が盛り込まれているほか、水産業協同組合法^{*1}において、漁協は、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされています。

漁業・漁村において女性の一層の活躍を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を変革し、家庭内労働を男女が分担していくことや、漁業者の家族以外でも広く漁村で働く女性の活躍の場を増やすこと、さらには、保育所の充実等により女性の社会生活と家庭生活を両立するための支援を充実させていくことが重要です。このため、水産庁では、水産物を用いた特産品の開発、消費拡大を目指すイベントの開催、直売所や食堂の経営等、漁村コミュニティにおける女性の様々な活動を推進するとともに、子供待機室や調理実習室等、女性の活動を支援する拠点となる施設の整備を支援しています。

また、平成30（2018）年から活動している「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」は、水産業に従事する女性の知恵と多様な企業等の技術、ノウハウを結び付け、新たな価値を生み出し、情報を社会に広く発信することで水産業に携わる女性の存在感と水産業の魅力を向上させるとともに、女性にとって働きやすい水産業の現場改革を後押しすることを目指しています。これまでも、同プロジェクトのメンバーによる講演や企業等と連携したイベントへの参加等の活動が行われています。このような様々な活動や情報発信を通じ、女性にとって働きやすい水産業の現場改革及び女性の仕事選びの対象としての水産業の魅力向上につながることを期待されます。

【事例】海の宝！水産女子の元気プロジェクトの活動紹介

「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」では、水産庁が事務局となり、全国にいる水産に関わる多様な業種・幅広い年齢層の女性が145名、また本活動に賛同する企業が12社、本プロジェクトに参加しています（令和8（2026）年3月現在）。

①全国の水産女子メンバーとの交流を通して、水産業界における女性のつながりを強化すること②講演活動やイベントへの参加で、女性も活躍できる水産業界について伝えること③参画企業との連携により女性目線での商品等を創ること、により「水産業」全体の魅力向上に努めています。

令和7（2025）年6月には、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」といいます。）におけるイベント「RELAY THE FOOD～未来につなぐ食と風土～」の一環として、万博会場内にあるポップアップステージにて「水産女子と学ぶ！水産業の魅力」と題して、4名の水産女子メンバーによる各自の取組について講演を行いました。

また、令和7（2025）年8月には、第27回ジャパンインターナショナルシーフードショーにて水産女子セミナーを開催しました。セミナーでは「可能性の扉をひらく、ジェンダーギャップ解消とウエルビーイング」をテーマとした講演の後、3名の水産女子メンバーと「水産業における女性活躍の在り方と今後」についてパネルディスカッションを行いました。登壇した水産女子メンバーは「売れるものを作るには男女の垣根を越えて、みんなの視点が必要」、「女性にとって働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場」などと話しました。

令和8（2026）年1月には、第9回水産女子プロジェクト推進会議を開催し、水産女子メンバー

*1 昭和23年法律第242号



のほか、参画企業の方々や農林水産副大臣が参加しました。本会議では水産女子メンバー4、5人で構成されたグループによる活動報告を行ったほか、グループごとに分かれて意見交換を行い、新たな課題の発見や今後の活動目標の設定等に取り組みました。

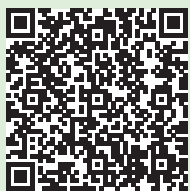
今後もこれらの活動を続けていくことにより、自らの意欲と能力を発揮して前向きに取り組む女性を応援していきます。



大阪・関西万博



第9回水産女子プロジェクト推進会議



「海の宝! 水産女子の元気プロジェクト」について (水産庁):
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/suisanjoshi/181213.html>

エ 水福連携の推進

〈水福連携の取組の普及を推進〉

「水福連携」とは、水産業と福祉が連携し、障害者等の水産分野での活躍を通じて、水産業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

担い手の不足や高齢化等が進む水産分野においては、水福連携に取り組むことにより、新たな労働力の確保につながる事が期待される一方、障害者等にとっては水産業を通じた働く場や収入の確保に加え、地域との交流の促進等、生活の質の向上が期待されます。

令和6(2024)年に農福連携等推進会議において決定された「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」では、農福連携等に取り組む主体数を令和12(2030)年度末までに1万2千以上とすることが目標として設定されました。水福連携についても、障害者等の安全面での配慮を図りつつ、障害者特性等に応じた取組を推進する必要があるとされており、養殖業や水産加工業等において取組の拡大が期待されています。

養殖業や水産加工業の分野では、障害者就労施設内や屋根のある養殖施設等室内でできる作業が多く、季節や天候に左右されずに働けるというメリットがあるため、取組の広がりが見られ始めています。例えば、養殖業においてはカキの養殖に使用する資材作成作業や陸上養殖業での給餌作業、水産加工業においては干物の袋詰め作業や海藻の異物除去作業等で連携の取組が行われています。

しかし、令和5(2023)年度に一般社団法人日本農福連携協会が実施した実態調査では、「水福連携に取り組んでおらず、今後取り組む予定もない」との回答が最も多く、その理由とし

て「水福連携の理解不足」が多くを占め、現状では取組の全国的な波及も限定的なため、認知度の向上が課題となっています。水産庁としては取組の普及を推進するため、水福連携を始めるためのスタートアップマニュアルの作成や取組事例等の情報発信を行っています。

水産庁は、今後とも関係機関と連携しつつ、水福連携を通じた水産業の活性化と地域共生社会の実現を推進していきます。

【事例】水福連携の取組事例

神奈川県では、県内の水産業者と障害福祉サービス事業所等とのマッチングを支援するため、令和5（2023）年度から県内のNPO法人と協働で、かながわ水産業福祉連携推進事業を実施しています。

同事業においては、水福連携の意識を醸成するため、水産業者や障害福祉サービス事業所のスタッフ等を対象にした研修、水産業者と障害福祉サービス事業所等が出会うマッチングの場づくり、マッチング成立に向けた障害者等の現場体験等の取組が実施されてきました。その結果、水産加工品の箱詰め作業や封入作業、ワカメの乾燥作業等、令和6（2024）年度末時点で、県内で28件のマッチングが成立しました。

葉山町^{はやままち}で行われている乾燥ヒジキのごみ取り作業は、事業を開始してから最初にマッチングが成立した事例です。県及びNPO法人の職員が葉山町の漁協（現・湘南漁協葉山支所）を訪問して事業の説明を行った際、ヒジキ漁の漁業者が減少しており、加工作業を手伝ってくれる方がいると助かるという現場の声があったことをきっかけにマッチングへとつながりました。これまで漁業者が漁の合間を縫って行っていた作業を障害者に依頼することで、漁業者の負担が軽減し、空いた時間でより生産的な作業を行うことができるようになる一方、障害者は作業に慣れていく中で効率を上げることができ、工賃の向上や日々の活動の充実にもつながっています。



水産加工品の箱詰め作業



ワカメの乾燥作業
(提供：神奈川県)



ヒジキのごみ取り作業

(4) 漁業労働環境をめぐる動向

ア 漁船の事故及び海中転落の状況

〈漁業における災害発生率は陸上における全産業の平均の4倍以上〉

令和7（2025）年の漁船の船舶事故隻数は356隻、漁船の船舶事故に伴う死者・行方不明者数は25人となりました（図表2-12）。漁船の事故は、全ての船舶事故隻数の約2割、船舶事故に伴う死者・行方不明者数の約6割を占めています。漁船の事故の種類としては衝突が最も多く、その原因は、見張り不十分、操船不適切、居眠り運航といった人為的要因が多くを占めています。また、船体機器整備不良や気象海象情報の確認不足といった発航前検査の不



十分による事故も多く発生しています。

漁船は、進路や速度を大きく変化させながら漁場を探索したり、停船して漁労作業を行ったりと、商船とは大きく異なる航行をします。また、操業中には見張りが不十分となること、さらに、漁船の約8割を占める5トン未満の小型漁船は大型船からの視認性が悪いこと等、商船にはない事故リスクを抱えています。

図表2-12 漁船の船舶事故隻数及び船舶事故に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

船上で行われる漁労作業では、不慮の海中転落^{*1}も発生しています。令和7（2025）年における漁船からの海中転落者数は60人となり、そのうち39人が死亡又は行方不明となっています。また、海中転落以外にも、漁船の甲板上では、機械への巻き込みや転倒等の思わぬ事故が発生しており、漁業における労働災害発生率は、陸上における全産業の平均の約4倍と、高い水準が続いています（図表2-13）。

*1 ここでいう海中転落は、衝突、転覆等の船舶事故以外の理由により発生した船舶乗船者の海中転落をいう。

図表2-13 船員及び陸上労働者における労働災害発生率

(単位:千人率)

	令和4 (2022)	5 (2023)	6年度 (2024)
船員(全船種)	7.3	7.1	7.1
漁船	10.8	9.7	10.1
一般船舶	6.4	5.9	6.4
陸上労働者(全産業)	2.3	2.4	2.3
農業	5.6	5.8	5.6
林業	23.5	22.8	23.3
運輸業(陸上貨物)	9.1	9.0	9.1
建設業	4.5	4.4	4.2

資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書」に基づき水産庁で作成

注：1) 陸上労働者の災害発生率（暦年）は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値。

2) 労働災害発生率は、船員・陸上労働者数に占める職務上休業4日以上の死傷者数の割合。

イ 漁業労働環境の改善に向けた取組

〈海難事故の防止に向けた取組〉

水産庁では、漁船の船舶事故の種類として衝突事故が最多である現状を踏まえ、関係省庁と連携しAIS^{*1}の周知・啓発を行うとともに関係団体等の支援制度等を通じ、AIS普及の促進を図っています。

漁船の事故のうち、死者・行方不明者が最も多い事故は海中転落によるものです。

海中転落事故による死亡事故を防止するためには、ライフジャケットの着用が大きな役割を果たします。令和7（2025）年のデータでは、漁業者の海中転落時のライフジャケット着用者の生存率（81％）は、非着用者の生存率（50％）の約1.6倍です（図表2-14）。

ライフジャケットの着用については、小型船舶の場合、原則、船室の外にいる全ての乗船者に着用が義務付けられるとともに、乗船者に着用させなかった船長（小型船舶操縦者）に対し、違反点数が付与されます^{*2}。しかしながら、令和7（2025）年の海中転落時におけるライフジャケット着用率は約4割となっており、依然として未着用による死傷災害が頻発しています。漁労作業を伴う漁業では、一般船舶に比べ海中転落の危険が高いため、命を守る手段として、ライフジャケットの着用を徹底することが極めて重要です。

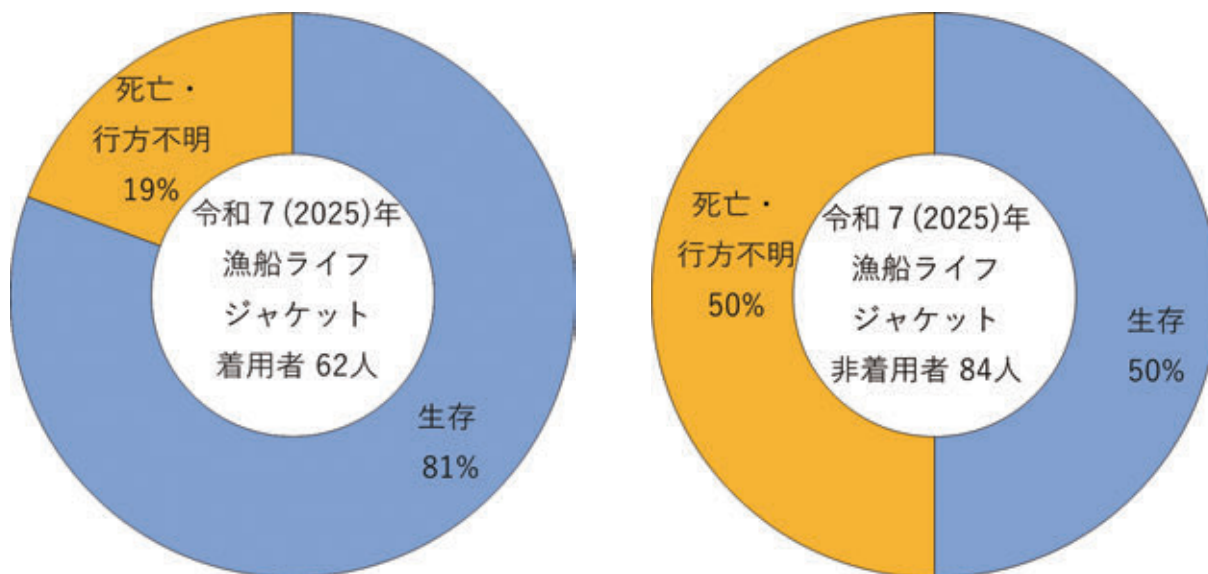
このため、政府では、都道府県、漁業関係団体と連携して、確実なライフジャケットの着用に向け、引き続き周知・啓発を行っていくこととしています。

*1 Automatic Identification System：船舶自動識別装置。洋上を航行する船舶同士が安全に航行できるよう、船舶の位置、針路、速力等の航行情報を相互に交換し、衝突の予防に役立てることができるシステム。

*2 着用義務に違反した場合、船長（小型船舶操縦者）に違反点数が付与され、違反点数が行政処分基準に達すると最大で6か月の免許停止（業務停止）となる場合がある。



図表2-14 ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



資料：海上保安庁調べ

〈漁業分野における作業安全対策の推進〉

漁業労働における安全性の確保は、人命に関わる課題であるとともに、漁業に対する就労意欲にも影響します。このため、水産庁では、漁業分野における作業安全学習教材の普及を進めるとともに、全国で「漁業カイゼン講習会」を開催して漁業労働環境の改善や海難事故の未然防止に関する知識を持った安全推進員等の養成を通じ、漁業者自らが漁業労働の安全性を向上させる取組を支援してきました。

また、農林水産省では、現場の事業者や事業者団体が取り組むべき事項や共有すべき認識を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定し、広く周知・啓発を行っています。引き続き、漁業等の現場の従事者の方々に作業安全の取組をチェックしていただき、安全意識の向上を図っていくこととしています。



漁船の安全操業に関する情報（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>



農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）（水産庁）
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/210309.html>

〈小規模な漁業者に係る労災保険制度の見直し〉

漁業における労働災害発生率は他産業と比べて高い水準が続いており、労災事故の発生は、従業員だけでなく、災害補償責任を負う使用者へのリスクにもなっています。労災事故を起こさないための取組だけでなく、労災保険等による補償措置も重要です。また、労災保険への加入により、従業員が安心して働ける環境を作っていくことは、従業員の雇用・定着のためにも重要です。

こうした中、農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部については、現在、労災保険が任意加入とされていますが、厚生労働省の労働政策審議会において、暫定任意適用事業の廃

止を盛り込んだ労働者災害補償保険法^{*1}等の一部を改正する法律案要綱について、令和8（2026）年3月4日に、おおむね妥当とする答申がされたところです。

水産庁は、厚生労働省と連携し、労災事故防止に係る普及啓発活動と、労災保険加入に係る周知啓発活動を進めていくこととしています。

〈海上のブロードバンド通信環境の普及を推進〉

漁業においては、狭い船内が主な生活の場となり、陸上に比べて生活環境が十分に整っているとはいえ、船内環境の改善が強く望まれています。特に近年、陸上では、大容量の情報通信インフラの整備が進み、家族や友人等とのコミュニケーションの手段としてSNS等が普及しています。一方、海上では、衛星通信が利用されているものの、その通信容量は限定的であること、利用者が船舶関係者に限定され需要が少なく初期投資費用や通信料金が高額であること等、陸上と異なる制約があるため、ブロードバンドの普及に関して、陸上と海上との格差（海上のデジタルディバイド）が広がっています。

このような中、多数の非静止衛星を一体的に運用する「衛星コンステレーション」の構築・運用が欧米事業者を中心に進展し、SpaceX社のStarlink等の高速大容量の衛星通信サービスが世界全域で提供されるようになりました。Starlinkについては、日本の通信事業者も業務提携し、国内でもサービスが展開され始めています。衛星コンステレーションの実現は、海上のブロードバンドサービスを大きく進展させています。

海上でブロードバンド通信環境が普及すれば、様々な情報通信サービスの利用により、例えば漁場予測精度の向上や航行の効率化等が進み、水産業の競争力強化にも資することになります。

（5）スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用

〈漁業・養殖業においてICT・AI等の様々な技術開発、導入及び普及を推進〉

漁業・養殖業生産量の減少、漁業就業者の高齢化・減少等の厳しい現状に直面している水産業を成長産業に変えていくためには、水産資源を適切に管理していくことに加え、近年技術革新が著しいICT・IoT・AI等の情報技術やドローン・ロボット等の技術を漁業・養殖業の現場へ導入・普及させていくことが重要です。これらの分野では、民間企業等によって様々な技術開発や取組が進められていますが、その成果を導入・普及させていくとともに、更なる高度化を目指した検討・実証を進めていくことが重要です。

沿岸漁業では、従来、経験や勘、電子的に処理されていないデータに基づき行われてきた漁場の探索にICTを活用して、水温や塩分、潮流等の漁場環境を予測し漁業者のスマートフォンに表示する取組、定置網に入網する魚種を陸上で把握し出漁を判断する取組や混獲の回避に資する技術開発の取組等が行われています。

沖合・遠洋漁業では、人工衛星が観測する海水温等のデータと漁獲データをAIで分析し、漁場形成予測を行う等の取組が行われているほか、かつお一本釣り漁船への自動釣り機導入に向けた実証の取組等が進められています。

養殖業では、ICTを活用した自動給餌システムの導入により遠隔操作で最適な給餌量の管

*1 昭和22年法律第50号



理を行う取組のほか、自動網掃除ロボットの導入の取組等が進められています。

水産庁では、これらのスマート水産技術の現場への導入・普及を推進するため必要となる機械等の導入やそのサポート人材の育成を支援しています（図表2-15）。特に、漁業者等によるスマート水産業の取組が自律的に実施されていくためには、これを使いこなすことのできる人材の裾野を拡大していくことが重要であることから、地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者を、講習会や先進事例の視察により育成し、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械を導入・利用する取組を支援しています。その成果や知見を全国に伝播していくことで、スマート水産業の普及を推進しています。また、スマート水産業に係る人材バンクを設け、生産現場のスマート化をサポートする専門家等を水産高校等に派遣し、水産新技術に関する出前授業や技術普及を行う等の取組を行っています。このような新技術の導入が進むことで、電子的なデータを活用した効率的な漁業や、省人化・省力化による収益性の高い漁業の実現が期待されます。

図表2-15 スマート水産業が目指す将来像



*1 現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量
*2 漁獲可能量

【事例】クロノリ養殖における水産研究所職員による機器導入サポート

各地の漁業・養殖業の特性を踏まえ、スマート機器により観測したデータを分析し、生産活動の改善につなげていくためには、地元の水産業に関する知見を有する専門家が必要です。地域の漁業振興に長年携わってきた都道府県職員や水産試験場職員等を、スマート化のサポートが行える人材（伴走者）として育成することで、地域全体のスマート化の推進が期待できます。

クロノリ養殖は気象や漁場環境の影響（温暖化、貧栄養化等）を大きく受けるため、漁場環境を正確かつ迅速に把握することが重要です。三重県では、漁業者が養殖現場に出向き、温度計等で直接水温等の環境データを観測する方法が主流であり、その方法では迅速かつ高精度な観測が困難でした。そこで、地元企業と鳥羽商船高等専門学校、三重県水産研究所が、小規模なクロノリ生産者でも導入が可能な簡易観測装置を共同開発しました。また、同研究所が、クロノリ養殖業におけるIoT観測機器の活用マニュアルを策定し生産者の機器導入をサポートしました（同研究所職員の伴走支援によるスマート化）。

本事例では、同研究所職員のサポートの下でスマート化を進めたことで、クロノリ生産者は観測した海水温データを基に本養殖の開始時期（18℃以下）を決定し、干出の時間を把握できるようになりました。また、同研究所では、観測機器の水中カメラで撮影した画像や映像を、食害の分析に使用するほか、クロロフィルセンサーのデータを、色落ちの早期警戒情報の発令に活用しており、生産者と同研究所が連携し、効率的にスマート化が進められました。



講習会の様子



スマート機器（簡易観測装置）
（提供：株式会社アイエスイー）



スマート水産業（水産庁）：
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/index.html>

〈水産資源の評価、水産加工・流通等におけるスマート水産業の推進〉

水産資源の評価・管理の分野では、生産現場から直接水揚げ情報を収集し、より多くの魚種の資源状態を迅速かつ正確に把握していくため、漁協や産地市場の販売管理システムの改修等の電子的情報収集体制を構築しています。これらにより、資源評価に必要な各種データを収集し、より精度の高い資源評価を行い、適切な管理の実施につなげていくことを目指し



ています。

また、漁場情報を収集・発信するための海域環境観測施設の設置や漁港・産地市場における情報通信施設の整備等を推進し、漁海況予測情報が容易に得られる環境の実現や資源管理の実効性の向上、荷さばき作業の効率化等につなげていくこととしています。

水産物の加工・流通の分野では、先端技術を活用した加工やICT・IoTを活用した情報流・物流の高度化も進んでいます。例えば画像センシング技術を活用し、様々な魚種を高速で選別する技術の開発や、生産から販売までのデジタル化による消費者への商品情報の提供等の取組が行われています。引き続き、このような技術も活用して、生産と加工・流通が連携して水産バリューチェーンの生産性・収益性を改善する取組や輸出拡大の取組を推進していきます。

〈デジタル水産業戦略拠点の整備によるデジタル化の推進〉

気候変動や海洋環境の変化に伴う主要魚種の不漁の継続や漁業就業者の減少等、我が国の水産業を取り巻く環境は厳しさを増す中、適切な資源管理を通じ、水産業の成長産業化を実現していくためには、デジタル技術等を活用した各種取組を推進していくことが重要です。

このため、水産庁は、資源管理の推進、漁業の生産性の向上、漁村の活性化を図るため、資源管理、生産、加工、流通、消費の各段階で実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組む「デジタル水産業戦略拠点」を創出するための計画策定に必要な地域コンソーシアムの開催や専門家の派遣等を支援しています。令和6（2024）年度末までに5地域を拠点として選定し、令和7（2025）年度においては、新たに2地域（三重県南伊勢地域及び愛媛県愛南地域）を選定しました。

これらの先行事例を横展開し、水産分野におけるデジタル化を効率的かつ効果的に推進することで、地域の活性化を図っていくこととしています。



デジタル水産業戦略拠点の取組
について（水産庁）：
[https://www.jfa.maff.go.jp/
j/kikaku/digital_suisangyo/
index.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/digital_suisangyo/index.html)

（6）漁業協同組合の動向

ア 漁業協同組合の役割

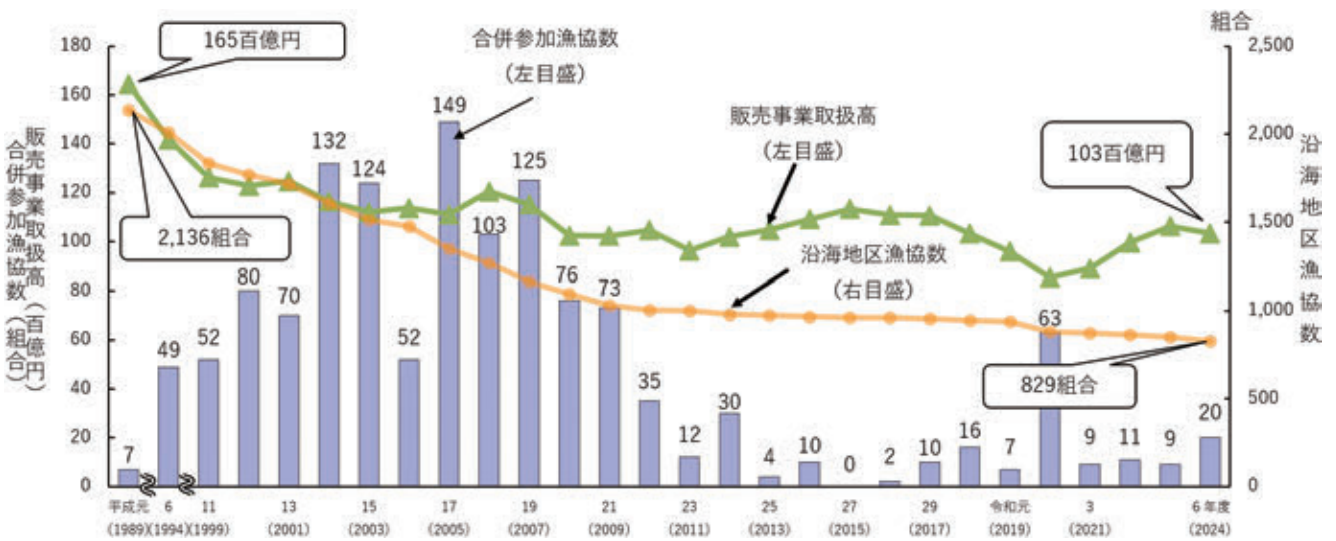
〈漁協は漁業経営の安定・発展や地域の活性化に様々な形で貢献〉

漁協は、漁業者による協同組織として、組合員のために販売、購買等の事業を実施するとともに、漁業者が所得向上に向けて主体的に取り組む浜プランや海業等の取組を推進する等、漁業経営の安定・発展や地域の活性化に様々な形で貢献しています。また、漁業権の管理や組合員に対する指導を通じて水産資源の適切な利用と管理に主体的な役割を果たしているだけでなく、浜の清掃活動、河川の上流域での植樹活動、海難防止、国境監視等にも積極的に取り組んでおり、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織としての役割を担っています。

イ 漁業協同組合の現状 〈漁協の組合数は829組合〉

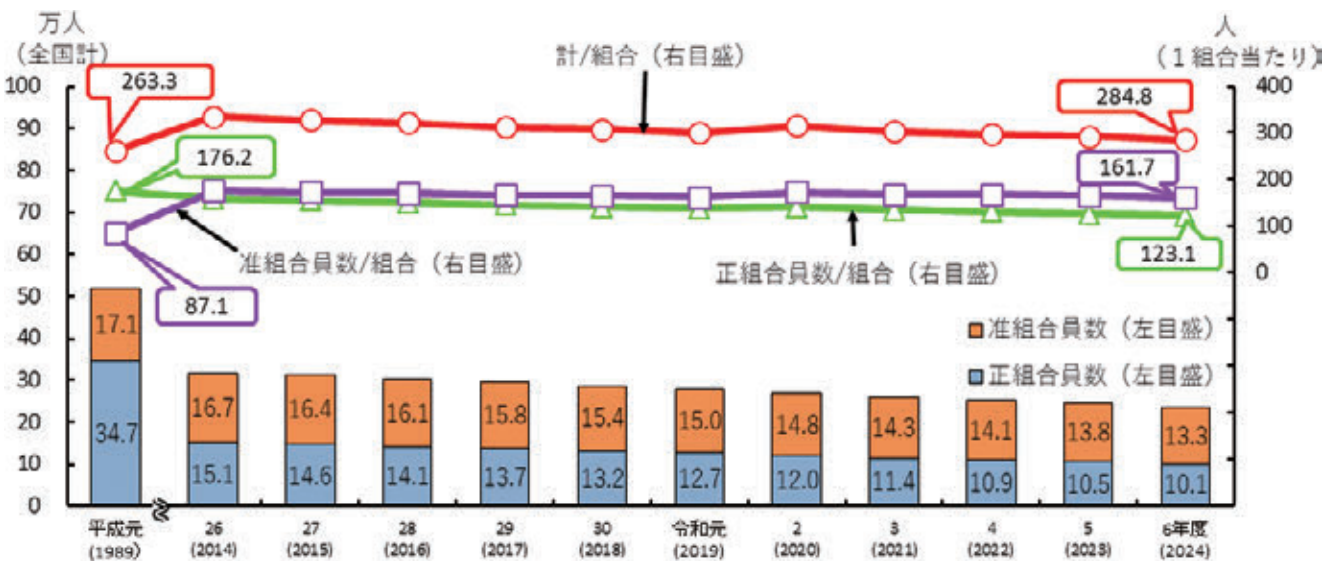
漁協については、合併が進み、令和7（2025）年3月末時点の組合数（沿海地区）は829となっていますが、漁業就業者数の減少に伴って組合員数の減少が進んでおり、依然として小規模な組合が多い状況にあります。また、漁協の中心的な事業である販売事業の取扱高は近年減少傾向にあります（図表2-16、図表2-17）。今後とも漁協が漁業・漁村の中核的組織として漁業者の所得向上や適切な資源管理等に役割を果たしていくためには、引き続き、合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業についてより一層の強化を図る必要があります。

図表2-16 沿海地区漁協数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及びJF全漁連調べ（合併参加漁協数）

図表2-17 漁協の組合員数の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」



(7) 水産物の加工・流通の動向

ア 水産物流通の動向

〈卸売市場は水産物の効率的な流通において重要な役割〉

水産物の流通は漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしています。とりわけ、卸売市場には、1) 商品である漁獲物や加工品を集め、ニーズに応じて必要な品目・量に仕分けする集荷・分荷の機能、2) 旬や産地、漁法や漁獲後の取扱いにより品質が大きく異なる水産物について、公正な評価によって価格を決定する価格形成機能、3) 販売代金を迅速・確実に決済する代金決済機能、4) 川上の生産や川下のニーズに関する情報を収集し、川上・川下のそれぞれに伝達する情報受発信機能があります。多様な魚種が各地で水揚げされる我が国において、卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割を担っています(図表2-18)。

卸売市場は、漁業者が水揚げした漁獲物の集荷、選別、販売等を行う「産地卸売市場」と産地卸売市場等から出荷された多様な水産物を集荷し、用途別に仕分け、買受人(仲卸業者、小売業者等)に販売する「消費地卸売市場」があります。水産物は資源変動や季節、気象、海況等により水揚げが変動しやすく保存性が乏しいことに加え、水揚げ場所が港(漁港等)に限定される特性を有していること等から、一部の養殖水産物を除き、漁港等に多く設置される産地卸売市場を経由した流通形態が大半を占めています(図表2-19)。

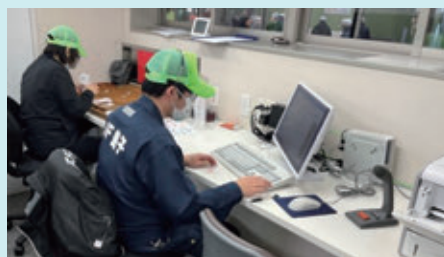
産地卸売市場においては、取引規模の小さい市場が多く、価格形成力が弱い、販売体制維持のための固定経費や保冷に係る流通経費が負担となる等の課題があることから、市場の統廃合や業務の効率化等により市場機能の維持・強化や価格形成力の強化を図っていくことが求められます。

【事例】 電子入札の導入

千葉県銚子市の銚子市漁協では従来紙入札が行われていましたが、仲買人による入札用紙への記入や投函場所への移動、市場職員による手作業の開札・仕分け作業が必要であり、多くの時間を要していました。そこで、キンメダイ、マダイ、ヒラメ等の底びき網漁獲物を対象に電子入札を導入し、作業時間の短縮を図りました。同漁協における電子入札では、ブラウザ上に専用ページを開設しており、当日販売される魚種名や数量が漁船ごとに表示されます。電子入札を導入したことで、仲買人は現場で実物を確認後、その場でスマートフォンにより応札することが可能になりました。また、職員による紙札の仕分け作業が不要になったことから、入札結果発表までの時間を従来の半分以下に短縮することができました。



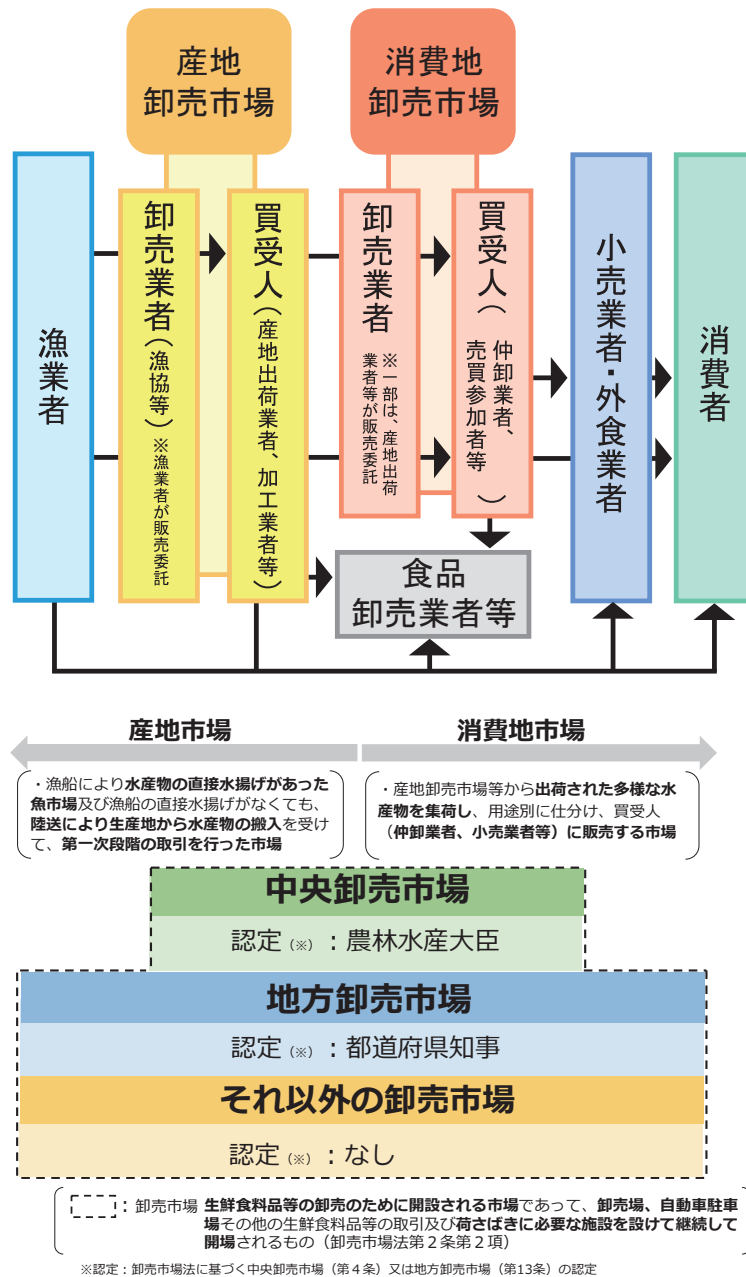
仲買人はスマートフォン上で応札が可能



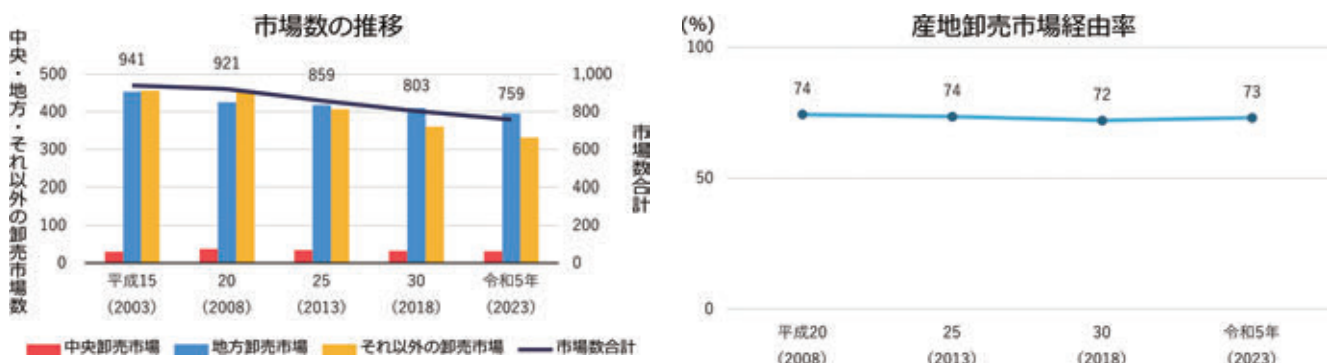
電子入札の様子

(提供：銚子市漁協)

図表2-18 水産物の一般的な流通経路と水産物卸売市場の整理図



図表2-19 産地卸売市場における市場数及び市場経由率の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」及び「卸売市場データ集」に基づき水産庁で作成

資料：農林水産省「漁業センサス」及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で推計



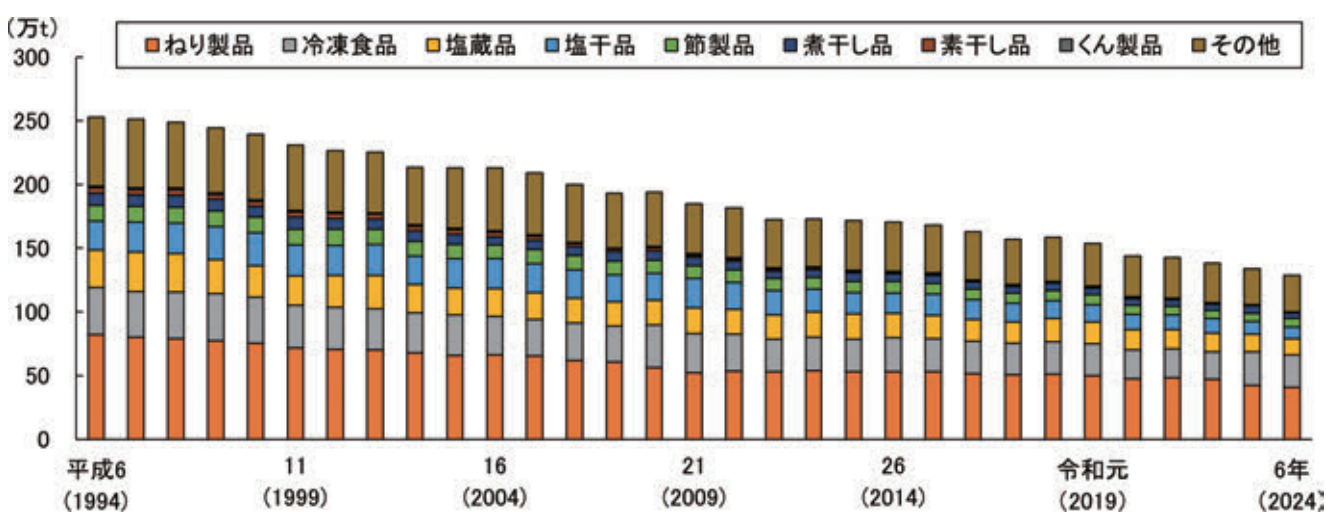
イ 水産加工業の動向

〈水産加工品の生産量は減少傾向〉

我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の約7割は加工品として供給されており、水産加工品は、水産物における重要な役割を担っています。また、腐敗しやすい水産物の保存性を高める、家庭での調理の手間を軽減するといった機能を通じ、水産物の付加価値の向上に寄与しています。

食用魚介類の国内消費仕向量が減少する中、水産加工品の生産量も総じて減少傾向にあります。水産加工品は、生鮮の水産物を丸魚のまま、又はカットやすり身にしただけで凍結した生鮮冷凍水産物のほか、ねり製品や冷凍食品等に加工された食用加工品まで多様な形態で生産されています（図表2-20）。

図表2-20 水産加工品のうち、食用加工品生産量の内訳の推移



資料：農林水産省「水産物流通統計年報」（平成21（2009）年以前）、「漁業センサス」（平成25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）並びに「水産加工統計調査」（その他の年）

注：1）水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合50%以上）として製造された、食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう（本図表では、食用加工品のみ）。焼・味付のり、缶詰・びん詰、寒天及び油脂は除く。

2）主な食用加工品は、ねり製品、冷凍食品、塩蔵品、塩干品、節製品、煮干し品、素干し品、くん製品等。

〈水産加工業の加工原材料の安定的な確保や従業員不足が重要な課題〉

水産加工場の多くは沿海地域に立地しており、漁業とともに漁村地域の活性化に寄与しています。また、水産加工業は漁業とともに水産業の車の両輪を担っています。特に近年は、消費者の食の簡便化志向の高まり等により、水産物消費における加工の重要性は高まっており、多様化する消費者ニーズを捉えた商品開発が求められています。こうした中、全国水産加工業協同組合連合会と水産研究・教育機構は、都道府県試験研究機関等の協力を得て、全国で生産される水産加工品のデータベースを作り、基礎的な加工技術や応用技術を「水産加工品図鑑」としてウェブ公開しました。消費者の水産加工品に対する理解促進に寄与することが期待されています。

近年では、経営体力不足、従業員不足、原材料の調達難等が水産加工業の課題となっています。このため、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築等の取組や、産地全体の機能強化に資するよう、水産加工業協同組合等が漁協等と連携して行う取組を支援しています。

労働力の確保に関しては、省人化・省力化を図るためのICT、AI、ロボット等の新技術の開発・活用・導入を進めていくとともに特定技能外国人等の円滑な受入れ、共生を図る取組が進められています。また、市場や水産加工場では、漁獲量や消費動向等により変動する労働力に対応し、短時間・短期間で雇用するスポットワークの活用も広がり始めています。

さらに、近年のスルメイカ、サンマ等の不漁による加工原材料不足の問題に対し、資源状況のよい魚種への加工原材料の転換等の推進を図り、原材料転換に対応した生産体制を構築するため、魚種の転換に係る機器整備や水産加工業者への加工原材料の安定供給等の取組を支援しています。

くわえて、産地全体の機能強化・活性化を図るためには、産地の取りまとめ役となる中核的人材や次世代の若手経営者を育成することも必要です。このため、各種水産施策や中小企業施策の円滑な利用が進むよう、国及び都道府県にワンストップ窓口を設置し、水産加工業者の悩みや相談に迅速かつ適切に対応していくこととしています。